

知多市新庁舎太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、知多市（以下「市」という。）が新たに整備する知多市役所新庁舎に P P A 方式による太陽光発電設備の導入及び電力供給事業を行う事業者を公募するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者（特定者）を選定する手続（以下「本プロポーザル」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

知多市新庁舎太陽光発電設備導入業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「知多市新庁舎太陽光発電設備導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 対象施設

知多市役所新庁舎（知多市緑町 2 5 番地の 1。以下「本施設」という。）

本施設は、令和 8 年 1 1 月末に完成予定であるため、施設見学等はできないことに留意すること。

3 スケジュール

内 容	日 時
公告日	令和 8 年 8 月 3 1 日（月）
質問受付期間	8 月 3 1 日（月）から 9 月 1 4 日（月）まで
質疑への回答	9 月 2 4 日（木）まで随時
参加申出書等の提出期限	1 0 月 1 日（木）
参加資格確認結果通知	1 0 月 1 6 日（金）（予定）
技術提案書等の提出期限	1 1 月 6 日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	1 1 月 1 7 日（火）（予定）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件を満たす単体企業又は共同企業体とする。

（1）単体企業又は共同企業体の全ての構成員に必要な要件

ア 知多市プロポーザル方式実施要領第5条に定める参加資格を有していること。ただし、入札参加資格を有していない場合は、プロポーザル参加申出書等の提出期限までに令和8・9年度知多市入札参加資格審査申請を行い、プレゼンテーション前日までに資格者名簿に登録されていること。

イ 会社更生法第17条（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされていない者であること。

ウ 民事再生法第21条（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく解散をしていない者であること。

オ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。

カ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

（2）単体企業又は共同企業体のいずれかの構成員に必要な要件

本業務を実施する体制の中に、電気主任技術者（第3種以上）の資格を有する者を含めること。

5 応募に関する留意事項

（1）費用負担

応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。

（2）提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、市は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出書類を使

用しない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 市が提供する資料の扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 共同企業体の責任

共同企業体で参加する場合は、本プロポーザルへの応募時に全構成員を明らかにして、本業務に係る連帯責任を負うものとする。また、共同企業体の代表事業者（以下「代表事業者」という。）を決定し、代表事業者は本プロポーザル及び契約等諸手続を行い、業務遂行全般の責を負うものとする。

(8) 構成員の変更の禁止

参加申出書提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、市と協議を行い、市が認めたときはこの限りではない。

(9) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類を変更することはできない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

6 事業者選定の流れ

(1) 参加資格要件の確認

参加申出書提出後に応募者の参加資格要件を確認し、結果を通知する。

(2) 優先交渉権者の選定

知多市プロポーザル方式実施要領第14条に基づき、組織される選定委員

会（以下「選定委員会」という。）により、提案内容を審査し、優先交渉権者 1 者及び次点交渉権者 1 者を選定する。

(3) 基本協定書の締結

市及び優先交渉権者は、本業務の契約の締結に向けた詳細協議を実施するため、基本協定書を締結する。

(4) 詳細協議

優先交渉権者は、現地調査を実施し、契約の諸条件等について詳細協議を進めるものとする。詳細については、「15 契約に関する事項」を参照すること。

7 本実施要領等の公開

(1) 本実施要領等の公開日

令和 8 年 8 月 3 1 日（月）

(2) 配布方法

本実施要領及び各種様式等は、市ホームページから必要に応じてダウンロードし、使用すること。

<https://www.city.chita.lg.jp/docs/2026080500016/>

8 資料の提供

「7 本実施要領等の公開」で公開する資料の他に、以下の(1)～(3)のとおり資料を提供する。資料の提供を希望する場合は、「企業団体名、所属、連絡担当者、メールアドレス」をメール本文に記載の上、資料提供期間中に、「17 問合せ先」宛てに電子メールを送信し、電話にて到達確認を行うこと。

なお、件名を「知多市新庁舎太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザルに関する資料の提供依頼【事業者名】」とすること。

(1) 資料提供期間

令和 8 年 8 月 3 1 日（月）から 1 0 月 1 日（木）まで

(2) 提供資料

ア 知多市新庁舎設計図抜粋（配置図、平面図、屋根伏図、立面図、断面図、矩計図）

イ 太陽光パネル基礎配置図（3 階から R 階まで）

ウ ケーブルラック敷設図（想定配線ルート）

エ 単線結線図

オ 屋上機器類基礎図（保護防水）

カ パワーコンディショナ設置位置図

(3) 提供方法

市が利用する大容量ファイル送信サービスにより提供するものとする。

9 質疑の受付及び回答

(1) 提出期限

令和 8 年 9 月 1 4 日（月）午後 4 時まで

(2) 提出先

本実施要領「17 問合せ先」に同じ

(3) 提出方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書（様式第 1）」により、「17 問合せ先」宛てに電子メールにて提出し、電話にて到達確認を行うこと。

なお、件名を「知多市新庁舎太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザルに関する質問【事業者名】」とし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

(4) 質疑回答

令和 8 年 9 月 2 4 日（木）までに随時、市公式ウェブサイトにて公開する。

※ 質問の回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

10 参加申出書等の手続

応募者は、以下の方法により参加申出書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）午後 4 時まで（必着）

(2) 提出先

本実施要領「17 問合せ先」に同じ

(3) 提出方法

「(4) 提出書類」については、持参、郵送又は電子メールにて提出するこ

と。

※ 持参の場合は、あらかじめ連絡すること。

※ 郵送及び電子メールの場合は、提出期限までに必着することとし、郵便事故等については提出者の負担とする。

なお、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提出書類

ア 公募型プロポーザル方式参加申出書（知多市公募型プロポーザル方式実施要領第3号様式）

共同企業体の場合は、代表事業者にて提出すること。

イ 会社概要書（様式第2）

会社概要書には、商号又は名称、所在地又は住所、代表者の職・氏名、設立年月日、資本金、従業員数及び会社の事業概要について具体的に記載し、共同企業体の場合は、構成員ごとに提出すること。

ウ 共同企業体報告書（様式第3）

単体企業での応募の場合は、提出不要とする。

エ 委任状（様式第4）

本プロポーザルにおける事務手続等の権限に関して、応募者の各構成員から代表事業者へ委任状を提出すること。単体企業での応募の場合は、提出不要とする。

オ 以下の納税証明書又は滞納していない証明書

応募申込日前3か月以内に発行のもの。共同事業者として参加する場合、全ての構成員が提出すること。なお、知多市税の納税状況は、本市にて確認するため、知多市税の納税証明書の提出は不要とする。

(ア) 納税証明書（国税）

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）を提出すること。

(イ) 納税証明書（都道府県税）

法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）は、参加する本店

又は支店の所在地の都道府県が発行するものを提出すること。

カ 電気主任技術者（第3種以上）の資格証の写し

本業務を実施する体制に入る予定の者（複数人いる場合は、全ての者）の資格証の写しを提出すること。

(5) 参加資格確認結果の通知

参加申出書等の提出書類を基に参加資格を確認し、参加資格の結果を応募者（共同企業体の場合は、代表事業者）に電子メール及び文書（郵送）にて通知する。

なお、参加資格を有しないと認めた者に対しては、理由を付して通知し、通知を受けた者は、通知を受けた日（電子メールが到達した日）の翌日から起算して5日（知多市の休日を定める条例（平成2年知多市条例第1号。以下「条例」という。）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、参加資格を有しないと認めた理由についての説明を求めることができる。

通知予定日 令和8年10月16日（金）

11 技術提案書の提出

参加資格がある旨の通知を受けた者は、以下の方法により技術提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年11月6日（金）午後4時まで

(2) 提出先

本実施要領「17 問合せ先」に同じ

(3) 提出方法

「(4) 提出書類」について、紙媒体は表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを6部（正本1部、副本5部）及び作成した電子ファイルを保存したCD-R1枚を持参又は郵送にて提出すること。

なお、「(4) ア 技術提案書提出届」については、正本に原本を添付し、副本にはその写しを添付すること。

※ 持参の場合は、あらかじめ連絡すること。

※ 郵送する場合は、提出期限までに必着することとし、郵便事故等につ

いては提出者のリスク負担とする。

なお、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提出書類

ア 技術提案書提出届（様式第5）

イ 技術提案書（任意様式）

詳細については、「12 技術提案書（任意様式）の作成方法」にて確認すること。

ウ 業務実績調書（様式第6）

令和3年4月1日から参加申出書の提出日までにおける本業務と類似の事業実績（屋上又は屋根における太陽光発電設備の設備設計及び導入事業実績）を記載すること。（共同企業体の場合は、代表事業者の実績）

また、業務実績を確認するため、契約書等の写し（鑑など、契約内容及び商号又は名称がわかる部分のみで可とする。）を添付すること。

12 技術提案書（任意様式）の作成方法

A3サイズ片面8枚以内（様式自由、図表の挿入可）とし、原則本文のフォントは資料として読みやすいフォントを使用して、サイズを10.5ポイントとし、次の内容を記載すること。

(1) 実施内容

ア 実施方針

技術提案の基本方針及び概要等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

本施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力【kW】及びパワーコンディショナの最大定格出力【kW】）を検討するに当たり、最大限、自家消費できるような提案とし、その考え方を記載すること。

なお、パワーコンディショナの容量を超過して、太陽光パネルを設置する場合は、その考え方も記載すること。

ウ 温室効果ガス排出削減量

温室効果ガス排出削減量は、運転期間20年分の発電シミュレーションを実施し、その平均値による発電電力量を用いて本施設における1年間の総量

を算出し、記載すること。

なお、電力の二酸化炭素排出量係数は電気事業者別排出係数（環境省）のうち、「一般送配電事業者 中部電力パワーグリッド株式会社」で定められている $0.423 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ を使用すること。

また、日射量は、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が公開する日射量データベース閲覧システムMONSOLA-20の地点52363699（3次メッシュ）の日射量を使用すること。

また、算出根拠及び使用した係数等の出典を示すこと。

(2) 設備設置仕様

太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（製造メーカー、型番、寸法、重量、角度等を含む）を記載すること。

なお、設置方法は、JIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。

また、設備設置作業における環境対策（騒音・振動、安全対策等）を記載すること。

(3) 非常時・停電時の利用方法

非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の可否等）、自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）を記載すること。

(4) PPA提案単価

提案単価の表記は、「〇〇.〇〇円/kwh（税込）※小数点第2位まで記載」とする。

提案単価には、設備の設置、運転・維持管理、撤去、再設置、使用電力の環境価値や租税公課等、本業務の目的を達成するために必要となる一切の費用を含めるものとし、運転期間中一定の電気使用量に対する電力料金単価のみとする。

なお、設備の運転期間は、電力供給開始から最長で20年間とする。

(5) 実施体制

ア 基本協定書締結後から設備導入までの工程表及び実施体制（本業務に従事

予定の総括責任者、主任技術者並びに主たる担当者の資格、経歴等を記載し、資格については資格証の写し等を添付）を記載すること。

イ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）及び実施体制、故障時・緊急時の対応体制を記載すること。

ウ 設備の導入、運転期間中及び撤去までに設定する全ての保証内容、損害保険の内容を記載すること。

(6) 地元事業者の活用の提案

経済活性化の観点から、地元事業者（元請、一次下請）の活用（総事業費のうち、地元事業者が請負う金額割合）を記載すること。

なお、地元事業者とは、知多市入札参加資格者名簿に登録された市内に本店又は営業所を置く事業者とする。

(7) その他の独自提案

(1)～(6)の他、業務実施に係り、提案することがあれば記載すること。

（例）自治体の特性を踏まえた独自提案／環境教育に係る取組／温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案／太陽光発電設備による発電量や、温室効果ガス排出量の削減量を把握するための設備など

13 審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング方法

審査は、提出された技術提案書の内容並びに技術提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を踏まえ選定委員会が行う。

ア プレゼンテーション等は、応募者が提出した技術提案書の内容を用いて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。

イ プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。

ウ 日程、会場等については、別途通知する。

エ プレゼンテーション等の出席者は5名以内とし、説明は本業務に主に携わる予定の担当者とする。

オ 1者につき20分以内のプレゼンテーションを行い、その後に選定委員に

よる質疑を10分程度行う。なお、準備や片付けを含め、40分を超えることはできない。

カ プレゼンテーション等に使用するスクリーン、プロジェクター及び接続用ケーブル（HDMI端子）は市で準備するが、パソコンその他の必要機器は応募者の持ち込みとする。

(2) 審査の方法

ア プレゼンテーション等を基に提案内容の実行能力を審査する。

イ 審査の結果、選定委員の合計評価点（得点、500点満点）が最も高い提案をした応募者を優先交渉権者とする。また、次点の評価点を獲得した応募者を次点交渉権者とする。

なお、合計評価点が同点の場合は、提案されたPPA提案単価がより低い応募者を優先交渉権者とする。

応募者が1者だけの場合でも、プレゼンテーション等を実施し、審査を行う。

ウ 基準点は300点とし、基準点に満たない者は失格とする。また、基準点を超える者がいない場合は、不調とする。

エ 審査に係る評価及び採点に関する異議は受け付けない。

(3) 評価項目

評価項目は別紙「知多市新庁舎太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、知多市プロポーザル方式実施要領第12条又は第13条の規定により、審査を受けた全ての応募者（共同企業体の場合、代表事業者）に対し、技術提案書特定通知書（第6号様式）又は技術提案書非特定通知書（第7号様式）により電子メール及び文書（郵送）にて通知する。

なお、非特定者に対しては、理由を付して通知し、通知を受けた者は、通知を受けた日（電子メールが到達した日）の翌日から起算して5日（条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、非特定理由についての説明を求めることができる。

14 失格要件

次のいずれかに該当すると判明した場合は失格とする。この場合、本プロポーザルにおける参加申出書を受け付けず、若しくは技術提案を評価せず、又は交渉権者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載・提示されている場合
- (3) 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (4) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合
- (6) その他、本実施要領に違反すると認められた場合

15 契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

市及び優先交渉権者は、本業務の契約の締結に向けた詳細協議を実施するため、審査結果通知後、速やかに基本協定書を締結する。

(2) 現地調査及び詳細協議

優先交渉権者は、自己の責任と費用において、本業務に関して必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で協力するものとする。

また、現地調査を行う際は、市（本施設担当者等）と協議し、本施設運営に支障が出ないよう配慮すること。

詳細協議においては、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、契約内容について、市と協議を行うものとする。

(3) 契約の締結

ア 契約内容について、市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第16条の2第1項第2号に基づく随意契約により、電力供給契約を締結する。

イ 締結する電力供給契約は、地方自治法施行令第234条の3の規定に基づく、長期継続契約とする。

ウ 契約金額（契約単価）については、提案書等で提示された金額を上限として協議により決定する。

エ 市と事業者の責任分担は、原則として、別紙「仕様書 15」によることとする。なお、別紙「仕様書 15」に該当しない事項が発生した場合には、別途協議の上対応するものとする。

オ 市と優先交渉権者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点交渉権者と基本協定書を締結し、詳細協議を行うものとする。

カ 本プロポーザルは、知多市令和9年度予算成立を前提とした手続であり、予算成立後に効力が生ずるものである。したがって、予算が成立しなかった場合は、契約は締結しないものであることに留意すること。なお、この場合において、応募者が本プロポーザルに参加するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

16 その他

(1) 情報公開及び提供

ア 審査結果の公表は、優先交渉権者となった事業者の名称のみを市ホームページへ掲載する。なお、審査及び選定の経過、結果等に対する問い合わせや異議申し立ては受け付けない。

イ 市は応募者から提出された技術提案書等について、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等に関する情報又は事業を営む個人の本業務に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示となる。

(2) 参加辞退の場合

随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第7）によりその旨を届け出るものとする。

17 問合せ先

事務局 知多市環境経済部環境政策課 ゼロカーボンシティ推進チーム

所在地 〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電話番号 0562-36-2660 (直通)

F A X 0562-32-1010

Eメール kankyou@city.chita.lg.jp

受付時間 午前9時から午後4時まで